

令和1年12月5日

会員各位

岐阜県行政書士会

業務部長 鈴木 泰広

環境衛生部会長 小栗 泰彦



喫煙可能室設置施設届出書について

平素より、部の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につき、令和2年4月1日から、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行により、飲食店は原則屋内禁煙となります。そのため、喫煙可能室を設置する際には、各所管区域の保健所の健康増進課、岐阜市は健康部健康増進課に届出が必要となります。詳細については、すでに岐阜県公式ホームページ、岐阜市公式ホームページに掲載されておりますので、以下のとおり情報提供させていただきます。

【岐阜県公式ホームページ】

喫煙可能室設置施設届出書の出し方

岐阜県庁のトップページのGoogleカスタム検索に喫煙可能室設置施設の届出についてと入力して検索する。

【岐阜市公式ホームページ】

喫煙可能室設置施設届出書の出し方

岐阜市のトップページの検索枠に喫煙可能室と届出についてと入力して検索する。

以上